

ダイナースクラブ コーポレート ETC カード会員規約

■改定内容一覧

2020年7月1日改定

改定前の 条番	改定前の 項番	改定後の 条番	改定後の 項番	改定前	改定後
—	—	—	—	ダイナースクラブコーポレート ETC カード会員規約	ダイナースクラブ コーポレート ETC カード会員規約
1	—	1	—	ダイナースクラブコーポレート ETC カード会員(以下「ETC 会員」という)とは、 <u>ダイナースクラブコーポレート ETC カード会員規約(以下「本規約」という)を承諾のうえ、三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)への入会およびコーポレート ETC カードの利用を当社に申し込み、当社が入会を認めた法人または団体(以下「法人」という)をいいます。</u>	ダイナースクラブ コーポレート ETC カード会員(以下「ETC 会員」という)とは、三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)の <u>ダイナースクラブ コーポレート ETC カード(以下「ETC カード」という)への入会を申し込んだ法人または団体(以下「法人」という)のうち、当社が入会を認めた法人をいいます。なお、法人は日本国内に本店または主たる事務所を有するものに限り。</u>
3	2	3	2	前項の <u>申込</u> にあたっては、あらかじめ法人の代表者が指名した <u>管理責任者</u> (以下「管理責任者」という)が、代表者に代わって行うことができるものとします。	前項の <u>申し込み</u> にあたっては、あらかじめ法人の代表者が指名した <u>管理責任者および連絡担当者</u> が、代表者に代わって行うことができるものとします。
—	—	<u>4</u>	—	(<u>新設</u>)	(<u>契約の成立時期等</u>)
—	—	<u>4</u>	<u>1</u>	(<u>新設</u>)	ETC 会員契約は、当社が法人から ETC カードを利用した取引の申し込みを受け、審査のうえ、その <u>申し込みを承認したときに成立</u> します。
—	—	<u>4</u>	<u>2</u>	(<u>新設</u>)	ダイナースクラブコーポレート ETC カード会員規約(以下「本規約」という)は、前項の ETC 会員契約の内容をなすものとします。
<u>4</u>	—	<u>5</u>	<u>1~3</u>	(ETC カード) 当社は、ETC 会員の ETC システムの利用を主な目的として ETC カードを発行し、ETC 会員に貸与します。	(ETC カードの発行、貸与) 1. ETCカードは、道路事業者が別に定めるETC利用規程等を承諾のうえ、当社が定める方法によりETCカードの発行を申し込み、当社がこれを認めた会員に発行、貸与します。 2. ETCカードの所有権は当社に属し、ETC会員が善良なる管理者の注意をもってETCカードを使用し、管理するものとします。 3. ETCカードは、カード上に表示された名義の会員本人だけが使用できるものとし、会員は、第三者に対して貸与、質入、預託、譲渡もしくは担保提供等を一切行わないものとします。
<u>5</u>	1~4	<u>6</u>	1~4	1. ETC カードの有効期間は、当社が定め ETC カード表面に記載します。 2. ETC カードの更新は、当社が引き続き ETC 会員として適格と認める場合に所定の期日に行います。ただし、一定期間 ETC カードの利用がない場合は、更新を保留する場合があります。 3. ETC 会員は、新たに ETC カードの貸与を受けた場合、所定の ETC カード手数料(以下「手数料」という)を当社に支払うものとし、以降は 1 年単位で手数料を当社に支払うものとします。 4. ETC 会員が ETC カードを解約する場合、もしくは本規約の定めにより会員資格を喪失し、ETC カードを当社に返却する場合でも、支払い済みの手数は ETC 会員に返還しないものとします。	1. ETC カードの有効期間は、当社が定め ETC カード表面に記載します。 2. ETC カードの更新は、当社が引き続き ETC 会員として適格と認める場合に所定の期日に行います。ただし、一定期間 ETC カードの利用がない場合は、更新を保留する場合があります。 3. ETC 会員は、新たに ETC カードの貸与を受けた場合、所定の ETC カード手数料(以下「手数料」という)を当社に支払うものとし、以降は 1 年単位で手数料を当社に支払うものとします。 4. ETC 会員が ETC カードを解約する場合、もしくは本規約の定めにより会員資格を喪失し、ETC カードを当社に返却する場合でも、支払い済みの手数は ETC 会員に返還しないものとします。
<u>6</u>	—	<u>7</u>	—	(<u>目的内利用</u>)	(<u>利用範囲</u>)

6	-	7	1~2	ETCカードの利用範囲は、 <u>第4条で定める利用とし、「ETCシステム利用規定」「ETCシステム利用規定実施細則」「ETCマイレージサービス利用規約」に従い</u> 利用するものとします。	1. ETCカードの利用範囲は、 <u>原則としてETCシステムによる有料高速道路での利用のみとします。この場合、「ETCシステム利用規程」「ETCシステム利用規程実施細則」「ETCマイレージサービス利用規約」等道路事業者が定めた約款に基づき利用するものとします。なお、道路事業者の料金所においては、ETCカードの提示により道路事業者所定の料金支払いができるものとします。</u> 2. ETC会員は、ETCカードをETCシステムにおいて、 <u>有料高速道路の料金決済以外のサービス支払いに利用することができる場合があります。この場合、会員は、本規約およびサービスを提供する事業者が定める利用規程等に従い、ETCカードを利用するものとします。</u>
7	1~2	8	1~2	1. ETC会員は、本規約に基づく一切の当社に対する債務について責任を負うものとします。 2. ETC会員は利用代金に関し、その利用目的の如何を問わず支払いの責任を負うものとします。	1. ETC会員は、本規約に基づく一切の当社に対する債務について責任を負うものとします。 2. ETC会員は利用代金に関し、その利用目的の如何を問わず支払いの責任を負うものとします。
8	-	9	-	ETC会員がETCカードを追加したい場合、ETC会員は、第3条に従い、申し込みを行うものとします。	ETC会員がETCカードを追加したい場合、ETC会員は、第3条に従い、申し込みを行うものとします。
9	1	10	1	ETC会員の <u>月間利用可能枠</u> は、別に定めるところによります。当社は、この利用可能枠を必要と認める場合に変更することができるものとするほか、ETC会員ごとに利用可能枠を設定することができるものとします。	ETC会員の <u>月間利用可能枠（以下「利用可能枠」という）</u> は、別に定めるところによります。当社は、この利用可能枠を必要と認める場合に変更することができるものとするほか、ETC会員ごとに利用可能枠を設定することができるものとします。
9	2	10	2~4	ETC会員が、前項の利用可能枠を超えてETCカードを利用した場合には、 <u>その利用代金の全額または一部を直ちに当社に支払わなくてはなりません。</u>	2. <u>利用可能枠が設定されたことにより、当社がETC会員に対し、信用を供与する義務を負うものではありません。</u> 3. ETC会員は、 <u>第1項の利用可能枠を超えるETC利用についても、当然にその支払いの責任を負うものとします。</u> 4. ETC会員が、 <u>前項の利用可能枠を超えてETCカードを利用した場合には、その利用代金の全額または一部を直ちに当社に支払わなくてはなりません。</u>
-	-	11	-	(新設)	(ETCカードの利用)
-	-	11	1~2	(新設)	1. <u>会員は、ETCカードを車載器に挿入して使用するものとします。また、会員が自動車から離れる場合には、ETCカードを車載器から抜き取り、会員が保管するものとします。</u> 2. <u>会員がETCカードを利用する場合、本規約が適用されます。また、ETCシステムを利用した道路の通行方法、車載器の利用方法およびその他の事項については、道路事業者の定めるETCシステム利用規程等が適用されるものとします。</u>
10	1~4	12	1~4	1. ETC会員が本規約に基づき当社に対して <u>負う一切の債務</u> (以下「約定請求債務」という)について、原則として毎月15日に締め切るものとし、ETC会員は、翌月10日(金融機関の営業日でない場合は翌営業日とし、以下「支払日」という)に当社の指定する金融	1. ETC会員が本規約に基づき当社に対して <u>支払うべき金員</u> (以下「約定請求債務」という)について、原則として毎月15日に締め切るものとし、ETC会員は、翌月10日(金融機関の営業日でない場合は翌営業日とし、以下「支払日」という)に当社の指定する金融

				<p>機関口座(以下「支払口座」という)から口座振替、収納代行または自動払込の方法(以下「口座振替等」という)により支払うものとします。ただし、支払方法について別の定めがある場合またはあらかじめ当社の同意を得た場合は、その限りではありません。なお、事務手続き上の都合により翌々月以降の支払となることがあります。</p> <p>2. ETC会員は、本条第1項の期日に債務の履行を怠った場合は、当社所定の方法により当該約定請求債務を支払うものとします。</p> <p>3. 当社は、本条第1項に規定するETC会員の毎月の約定請求債務を、請求書および利用集計レポート(以下「ご利用明細」という)により、支払日までに当社所定の方法により通知するものとします。また当社は当社都合により会員へのご利用明細の送付方法を変更することができるものとします。</p> <p>4. ETC会員が、ご利用明細の通知を受けた後、<u>1週間</u>以内に当社に対し異議の<u>申立</u>をしなかった場合、ご利用明細の内容および約定請求債務について承認したものとみなします。</p>	<p>機関口座(以下「支払口座」という)から口座振替、収納代行または自動払込の方法(以下「口座振替等」という)により支払うものとします。ただし、支払方法について別の定めがある場合またはあらかじめ当社の同意を得た場合は、その限りではありません。なお、事務手続き上の都合により翌々月以降の支払となることがあります。</p> <p>2. ETC 会員は、本条第 1 項の期日に債務の履行を怠った場合は、当社所定の方法により当該約定請求債務を支払うものとします。</p> <p>3. 当社は、本条第 1 項に規定する ETC 会員の毎月の約定請求債務を、請求書および利用集計レポート(以下「ご利用明細」という)により、支払日までに当社所定の方法により通知するものとします。また当社は当社都合により会員へのご利用明細の送付方法を変更することができるものとします。</p> <p>4. ETC 会員が、<u>前項</u>のご利用明細の通知を受けた後、<u>14 日間</u>以内に当社に対し異議の<u>申し立て</u>をしなかった場合、ご利用明細の内容に異議がないものと取り扱うことができるものとします。この場合、ETC 会員は、ご利用明細に記載された代金につき、当社に対し、支払義務を免れる旨の主張または返還請求をすることができない場合があります。</p>
<u>11</u>	—	<u>13</u>	—	(債権譲渡)	(立替払いの承諾等)
<u>11</u>	—	<u>13</u>	<u>1~3</u>	<p>ETC会員は、当社加盟店のETC会員に対する債権を、ETC会員のETCカードの利用が発生した時点で当社に譲渡することについて、あらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>1. ETC 会員は、加盟店において ETC を利用した場合、当社が加盟店に対し立替払いを行うことをあらかじめ承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払いを委託しているものとみなします。ETC 会員は、当社が ETC 会員からの委託に基づき、ETC 会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うに際し、ETC を利用した取引の結果生じた加盟店の ETC 会員に対する債権について、当社が加盟店に対し立替払いを行うことを決定したこと(立替払いの現実の実行の前後を問わない)により、当社が ETC 会員に対し立替払い金相当額の債権を取得することをあらかじめ承諾するものとします。この場合、当該立替払いは、当社が適当と認める第三者を経由する場合があります。</p> <p>2 前項の立替払いについて、加盟店・当社は、ETC 会員に対する個別の通知および承認の請求を省略するものとします。</p> <p>3. 本条第 1 項により当社が立替払いする金額は、当社所定の売上データまたは売上票の額面金額とします。</p>
<u>12</u>	—	<u>14</u>	<u>1</u>	<p>ETC会員の支払金額が約定請求債務全額を完済させるに足らない場合、ETC会員からの申出がない限り、ETC会員に事前の通知なく法律で認められる範囲において当社が適当と認める順序・方法により任意の債務に充当することに対して、ETC会員はあらかじめ合意するものとします。</p>	<p>ETC会員の支払った金額が本規約およびその他契約に基づき当社に対して負担する債務全額を完済するに足らない場合、当社はETC会員に事前の通知なく、当社所定の順序・方法によりいずれの債務にも充当できるものとし、ETC会員は異議がないものとします。</p>
—	—	<u>14</u>	<u>2</u>	(新設)	ETC会員の債務の弁済として支払われた金額が、当

					社の約定(本規約の約定もしくはETC会員その他弁済者との個別合意またはこれらに基づく当社の指定を含む)により期限において支払うべきものとして定まる金額を超える場合には、ETC会員および弁済者への通知なく当然に、当該超過金額につき、支払期限の到来、未到来にかかわらずETC会員の当社に対し負担する債務(ただし当社が別途定めるものを除く)に当社所定の期日、順序・方法により充当されることについて、ETC会員はあらかじめ承諾するものとし、また、これにより弁済者との間で生じる紛議は、すべてETC会員において解決するものとし、
13	—	15	—	当社が法的措置に要した費用のうち、支払督促申立費用、強制執行に要した費用、保全に要した費用、公正証書作成に要した費用は、ETC会員資格取消または退会后といえどもすべてETC会員の負担とします。	当社が法的措置に要した費用のうち、印紙代、支払督促申立費用、強制執行に要した費用、保全に要した費用、公正証書作成に要した費用は、退会またはETC会員資格取り消し後といえどもすべてETC会員の負担とします。また、ETC会員が自身の調査等のために要した費用は、当然にETC会員負担になります。
14	—	16	—	(ETC会員資格の再審査)	(ETC会員資格の再審査等)
14	—	16	1	当社は、ETC会員の適格性について入会后、 <u>定期・不定期</u> の再審査を行うことがあります。この場合、ETC会員は、当社の求める資料の提出に応じなければなりません。	当社は、ETC会員の適格性について入会后、 <u>定期または随時</u> に再審査を行うことがあります。この場合、ETC会員は、当社の求める資料の提出に応じなければなりません。
—	—	16	2	(新設)	当社は、ETC会員が前項の資料の提出の求めに応ずるまで、ETCカードの利用の停止その他必要な措置をとることができるものとし、
15	1	17	1	ETC会員、法人の代表者、役員、入会申込の代表者(管理責任者を含む)、ETCカード 使用者、株主 、使用人、およびこれらに準ずる者(以下「ETC会員等」という)は、現在次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとし、 (1) 暴力団。 (2) 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。 (3) 暴力団準構成員。 (4) 暴力団関係企業。 (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等。 (6) 前各号に掲げるもの(以下「暴力団員等」という)の共生者。 (7) 日本政府または外国政府等が経済制裁の対象として指定する者。 (8) その他前各号に準ずると当社が認めた者。	ETC会員、法人の代表者、役員、入会申込の代表者(管理責任者を含む)、ETCカード 利用の予定者、実質的支配者 、使用人、およびこれらに準ずる者(以下 本条、第18条および第20条 において「ETC会員等」という)は、現在次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとし、 (1) 暴力団。 (2) 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。 (3) 暴力団準構成員。 (4) 暴力団関係企業。 (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等。 (6) 前各号に掲げるもの(以下「暴力団員等」という)の共生者。 (7) 日本政府または外国政府等が経済制裁の対象として指定する者。 (8) その他前各号に準ずると当社が認めた者。
15	2~5	17	2~5	2. 前項(6)に定める「暴力団員等の共生者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。 (1) 暴力団等の資金獲得活動に乗り、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用して自ら利益拡大を図る者。	2. 前項(6)に定める「暴力団員等の共生者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。 (1) 暴力団等の資金獲得活動に乗り、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用して自ら利益拡大を図る者。

			<p>(2) 暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者。</p> <p>(3) 不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者。</p> <p>(4) 暴力団員等であることを知って資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者。</p> <p>(5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。</p> <p>3. ETC会員等は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為。</p> <p>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。</p> <p>(3) ETCカード取引(ETC利用、代金支払、付帯サービス等を含む)に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。</p> <p>(5) その他前各号に準ずる行為。</p> <p>4. ETC会員等が次の各号のいずれかに該当した、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、当社は入会申込を拒絶できるものとします。</p> <p>(1) 本条第1項各号のいずれかに該当した場合。</p> <p>(2) 前項各号のいずれかに該当する行為をした場合。</p> <p>(3) 本条第1項または第3項の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。</p> <p>5. ETC会員等が、前項各号のいずれかに該当した、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、第17条の各規定が準用されるものとし、当社は、ETCカードの利用の停止、法的措置、ETC会員資格の取消等ができるものとします。</p>	<p>(2) 暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者。</p> <p>(3) 不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者。</p> <p>(4) 暴力団員等であることを知って資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者。</p> <p>(5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。</p> <p>3. ETC会員等は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為。</p> <p>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。</p> <p>(3) ETCカード取引(ETC利用、代金支払、付帯サービス等を含む)に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。</p> <p>(5) その他前各号に準ずる行為。</p> <p>4. ETC会員等が次の各号のいずれかに該当した、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、当社は入会申込を拒絶できるものとします。</p> <p>(1) 本条第1項各号のいずれかに該当した場合。</p> <p>(2) 前項各号のいずれかに該当する行為をした場合。</p> <p>(3) 本条第1項または第3項の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。</p> <p>5. ETC会員等が、前項各号のいずれかに該当した、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、第19条の各規定が準用されるものとし、当社は、ETCカードの利用の停止、法的措置、ETC会員資格の取消等ができるものとします。</p>	
<u>16</u>	1～3	<u>18</u>	1～3	<p>1. ETC会員等は、現在次の各号のいずれかに該当する場合、または過去に該当していた場合には、次の各号のいずれかに該当するかの別、該当する外国名と官職、現職か否かについて当社へ申告するものとします。</p> <p>(1) 外国の元首、閣僚、大使もしくは公使など外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において犯罪による収益の移転防止に関する法律上重要な地位を占める者。</p> <p>(2) 前号に掲げる者の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、父母、子および兄弟姉妹、これらの者以外の配偶者の父母および子をいう)。</p> <p>(3) 法人であって、(1)または(2)に掲げる者が実質的支配者であるもの。</p> <p>2. ETC会員等は前項に該当する場合、または当社が該当すると判断した場合、当社が法令上求められる取引時確認を行うことあらかじめ承諾し、その他</p>	<p>1. ETC会員等は、現在次の各号のいずれかに該当する場合、または過去に該当していた場合には、次の各号のいずれかに該当するかの別、該当する外国名と官職、現職か否かについて当社へ申告するものとします。</p> <p>(1) 外国の元首、閣僚、大使もしくは公使など外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において犯罪による収益の移転防止に関する法律上重要な地位を占める者。</p> <p>(2) 前号に掲げる者の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、父母、子および兄弟姉妹、これらの者以外の配偶者の父母および子をいう)。</p> <p>(3) 法人であって、(1)または(2)に掲げる者が実質的支配者であるもの。</p> <p>2. ETC会員等は前項に該当する場合、または当社が該当すると判断した場合、当社が法令上求められる取引時確認を行うことあらかじめ承諾し、その他手</p>

				<p>手続きに必要な書類等を提出するものとします。なお、取引時確認が完了できない場合には第17条の各規定が準用されるものとし、当社はETCカードの利用・貸与の停止、法的措置、ETC会員資格の取消等ができるものとします。</p> <p>3. ETC会員等は本条第1項に該当する場合、または当社が該当すると判断した場合、当社の指定するサービス等を受けられないことがあることをあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>手続きに必要な書類等を提出するものとします。なお、取引時確認が完了できない場合には第19条の各規定が準用されるものとし、当社はETCカードの利用・貸与の停止、法的措置、ETC会員資格の取消等ができるものとします。</p> <p>3. ETC会員等は本条第1項に該当する場合、または当社が該当すると判断した場合、当社の指定するサービス等を受けられないことがあることをあらかじめ承諾するものとします。</p>
<u>17</u>	1	<u>19</u>	1	<p>ETC会員が支払いを遅滞する等本規約に違反した場合、違反するおそれがある場合、不審な場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、ETC会員に事前の通知なく次の措置を取ることができます。</p> <p>(1) ETCカード利用の停止。 (2) 貸与の停止によるETCカードの返却。 (3) <u>当社</u>加盟店等に対する当該ETCカード番号の無効通知。 (4) 当社が必要と認めた法的措置。</p>	<p>ETC会員が支払いを遅滞する等本規約に違反した場合、<u>もしくは違反するおそれがある場合、ETCカード利用について不審であると当社が認めた場合、第16条の再審査の場合、</u>その他当社が必要と判断した場合には、当社は、ETC会員に事前の通知なく直ちに次の措置を取ることができるものとします。</p> <p>(1) ETCカード利用の停止。 (2) 貸与の停止によるETCカードの返却。 (3) 加盟店等に対する当該ETCカード番号の無効通知。 (4) 当社が必要と認めた法的措置。</p>
<u>17</u>	2	<u>19</u>	2	<p>前項各号の措置は、<u>当社</u>加盟店等を通じて行われるほか、当社所定の方法によるものとします。</p>	<p>前項各号の措置は、加盟店等を通じて行われるほか、当社所定の方法によるものとします。</p>
<u>17</u>	3	<u>19</u>	3	<p>ETC会員が次の各号のいずれかに該当した場合、その他当社がETC会員として不適当と認めた場合には、当社は、何らの通知、催告を要せずして、ETC会員資格を取り消すことができます。</p> <p>(1) 虚偽の申告をした場合。 (2) 本規約のいずれかに違反した場合。 <u>(3) 約定請求債務の履行を怠った場合。</u> <u>(4) 差押・仮差押等、倒産手続の申立てまたは取引停止処分があった場合、その他ETC会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。</u> <u>(5) ETCカードの利用状況が適当でないとき当社が認めた場合。</u> <u>(6) ETC会員が当社と締結した他の規約等において、上記(1)～(5)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合。</u></p>	<p>ETC会員が次の各号のいずれかに該当した場合、その他当社がETC会員として不適当と認めた場合には、当社は、何らの通知、催告を要せずしてETC会員資格を取り消すことができます。</p> <p>(1) <u>ETC会員が入会時、または入会後に虚偽の申告をした場合。</u> (2) <u>法令または本規約の各条項のいずれかに違反した場合でその違反が重大な違反である場合。</u> (3) <u>第22条第1項各号に該当した場合。</u> (4) <u>ETC会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。</u> (5) <u>本人確認等に必要な書類の提出がなされない場合。</u> (6) <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用された場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合。</u> (7) <u>ETC利用に係る次の禁止行為を行った場合または行うおそれがある場合等、ETCカードの利用状況が不適当または不審があると当社が判断した場合。</u> ① <u>現金化を目的とした商品・サービスの購入や架空の取引等資金の調達のために利用可能枠を利用すること</u> ② <u>現行紙幣、貨幣の購入、インターネット等による海外ギャンブル、海外宝くじ取引等に、利用可能枠を利用すること</u> (8) <u>第三者によるETCカード利用やETC利用代金の支払状況に照らして当社が不正、不適切または不相当なETCカード利用と認めた場合またはそのおそれがある場合。</u></p>

					<p>(9)当社が更新ETCカードを発行しないで、ETCカードの有効期限が経過したとき。</p> <p>(10)ETC会員が当社と締結した他の規約等において、上記(1)～(9)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合。</p>
17	—	19	4～6	(新設)	<p>4. 前項によりETC会員資格を取り消された場合、これによってETC会員にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当社は一切責任を負わないものとします。</p> <p>5. ETC会員は、ETC会員資格の取り消し後であっても、本規約に基づき当社に対して負担する債務(当社が新たに知った債務を含む)については、かかる債務について本規約に基づき支払いの責任を負うものとします。</p> <p>6. 法人が本条または本規約のいずれかに違反、または禁止の事項に該当した、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、すべてのETCカードも同様の措置を受けることとなります。</p>
17	4	19	7	更新保留後一定期間が経過したETC会員については、当社は、会員資格を取り消すことができるものとします。	更新保留後一定期間が経過したETC会員については、当社は、会員資格を取り消すことができるものとします。
—	—	20	—	(新設)	(悪質な迷惑行為の禁止)
—	—	20	1	(新設)	<p>ETC会員等は、当社従業員もしくは当社委託先従業員を威迫してはならず、またこれらの者の平穩を害するような言動、その要求の内容もしくは態様が社会通念に照らして不相当と認められる行為など、会員等への円滑なサービス提供に支障をきたすおそれのある次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。</p> <p>(1) 暴力、威嚇、脅迫。</p> <p>(2) 暴言、卑猥な言動、セクハラ行為、誹謗中傷、その他人格を攻撃する言動。</p> <p>(3) 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動。</p> <p>(4) 従業員の長時間にわたる拘束。</p> <p>(5) 権威的態度。</p> <p>(6) 実現不可能な要求、特別対応の強要。</p> <p>(7) 金品の要求。</p>
—	—	20	2		ETC会員等が前項各号のいずれかに該当した、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、前条の規定が準用されるものとし、当社は、加盟店等に対するETCカードの利用・貸与の停止、法的措置、ETC会員資格の取消等ができるものとします。
18	1	21	1	ETC会員は、ETCカードの退会を希望する場合、 <u>1ヶ月前</u> までに所定の届出用紙により当社に届け出るものとし、退会の際はETCカードを返却するものとします。	ETC会員は、ETCカードの退会を希望する場合、 <u>1カ月前</u> までに所定の届出用紙により当社に届け出るものとし、退会の際はETCカードを返却するものとします。
18	2	21	2	前項の場合は、ETC会員は、本規約に定められた <u>支払期限</u> にかかわらず、ETCカードの全てを退会する場合には本規約に基づく一切の債務を、一部のETC	前項の場合は、ETC会員は、本規約に定められた <u>支払期日</u> にかかわらず、ETCカードの全てを退会する場合には本規約に基づく一切の債務を、一部のETC

				カードを退会する場合には、当該退会するETCカードに係る一切の債務を直ちに支払うものとします。ただし、当社が認める場合は、通常の支払方法によるものとします。	カードを退会する場合には、当該退会するETCカードに係る一切の債務を直ちに支払うものとします。ただし、当社が認める場合は、通常の支払方法によるものとします。 <u>この場合、ETC会員は、本規約に基づく一切の債務全額の支払いが終わったときに退会するものとします。</u>
<u>19</u>	1	<u>22</u>	1	ETC会員は、次の <u>いずれか</u> に該当した場合は、当然に本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (1) 支払期日に約定請求債務の支払を1回でも遅滞した場合。 (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになった場合、一般の支払いを停止した場合または取引停止処分を受けた場合。 (3) 差押、仮差押、 <u>保全差押、仮処分の申立てまたは滞納処分</u> を受けた場合。 (4) <u>破産、民事再生、会社整理、特別清算、会社更生もしくはこれらに類する倒産手続の申立て</u> を受けた場合または自らこれらの <u>申立て</u> をした場合。	ETC会員は、次の <u>各号のいずれか</u> に該当した場合は、当然に本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (1) 支払期日に約定請求債務の支払いを1回でも遅滞した場合。 (2) 自ら <u>振り</u> 出した手形、小切手が不渡りになった場合、一般の支払いを停止した場合または取引停止処分を受けた場合。 (3) 差押、仮差押 <u>もしくは</u> 仮処分の <u>申立</u> または滞納処分 <u>もしくは</u> 保全差押を受けた場合。 (4) <u>破産手続、民事再生手続、特別清算もしくは会社更生手続の開始またはこれらに類する法的倒産手続の申立</u> を受けた場合または自らこれらの <u>申立</u> をした場合。 <u>(5) ETC 会員の責めに帰すべき事由によって、当社にとって ETC 会員の所在が不明となった場合。</u>
<u>19</u>	2	<u>22</u>	2	ETC会員は、次の <u>いずれか</u> に該当した場合は、当社の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (1) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合。 (2) その他ETC会員の信用状態が著しく悪化した場合。	ETC会員は、次の <u>各号のいずれか</u> に該当した場合は、当社の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (1) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合。 (2) その他ETC会員の信用状態が著しく悪化した場合。
<u>20</u>	—	<u>23</u>	—	ETC会員は、約定請求債務の支払いを遅滞した場合、 <u>約定支払日</u> の翌日から <u>支払済日</u> に至るまで約定請求債務に対し、また期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失の日から完済日に至るまで残債務全額に対し、年率で14.56%（うるう年は14.60%）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。なお、遅延損害金の計算はすべて、年365日（うるう年は年366日）の日割計算とします。	ETC会員は、約定請求債務の支払いを遅滞した場合、 <u>支払期日</u> の翌日から <u>支払済み</u> に至るまで約定請求債務に対し、また期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失の日から完済日に至るまで残債務全額に対し、年率で14.56%（うるう年は14.60%）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。なお、遅延損害金の計算はすべて、年365日（うるう年は年366日）の日割計算とします。
<u>21</u>	—	<u>24</u>	1~4	(紛議の解決) ETC会員がETCカードを利用をしたことにより発生した紛議は、原則ETC会員と <u>当社</u> 加盟店との間で解決するものとし、その解決の有無は当社に対する債務の支払いを拒否する理由とはなりません。	(紛議の解決、免責) <u>1. ETC会員がETCカードを利用したことにより発生した紛議は、原則ETC会員と加盟店との間で解決するものとし、その解決の有無は当社に対する債務の支払いを拒否する理由とはなりません。</u> <u>2. 当社は、ETCカードの利用代金の決済に関する事項を除き、事由の如何を問わず、道路上の事故および車載器に関する一切の紛議等の解決および損害賠償の責任を負わないものとします。</u> <u>3. 当社は、ETCカードの機能不良、会員の操作不良等に基づく、会員の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとします。</u>

					4. 当社は、ETCカードに付帯される道路事業者所定のサービス等に基づく会員の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとします。
22	—	25	—	(ETCカードおよびETCカード番号の不正使用)	(ETCカードの紛失、盗難、およびETCカード番号の不正利用)
22	1	25	1	(新設)	ETCカードの紛失または盗難等が発生した場合に、その事実を速やかに当社、およびETCマイレージサービス等の道路事業者が提供するサービスを利用している会員は会員の責任において道路事業者へ、各々の所定の方法により届け出るものとします。
22	1	25	2	ETC会員がETCカードの紛失、盗難等で他人にETCカードを不正に使用された場合、そのETCカード使用に起因して生じる一切の債務の支払いについては本規約を適用し、責任の如何を問わずすべてETC会員が支払いの責に任じます。	ETC会員のETCカードが紛失、盗難を含め他人に不正に利用された場合、そのETCカード利用に起因して生じる一切の支払いについては本規約を適用し、すべてETC会員が支払いの責任を負うものとします。ただし、ETC会員が紛失、盗難等の事実を速やかに当社に直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署にその事実を届け、かつ所定の書類を当社に提出した場合には、当社が紛失、盗難等の連絡を受理した日の60日前以降発生した損害について、また、情報漏えい等を含む加盟店側の故意、過失により発生した不正利用被害については、加盟店における情報漏えい等の発生日以降発生した損害について、当社は、ETC会員に対しその支払いを免除します。
22	2	25	3	ETC会員のETCカード番号が他人に不正に使用された場合、その使用に起因して生じる一切の債務の支払いについては本規約を適用し、責任の如何を問わずすべてETC会員が支払いの責に任じます。	前項ただし書きの定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には支払免除の対象とはなりません。 (1)ETCカードを車載器に挿入した状態あるいは車内に放置した状態でのETCカードの紛失、盗難等による不正利用が生じた場合。 (2)紛失、盗難等による不正利用がETC会員または業務委託法人等の役員・従業員や取引先等の関係者の犯行によって生じた場合。 (3)本規約に違反している状況において紛失、盗難等が生じた場合。 (4)ETC会員が当社の請求する書類の提出を拒みまたは提出した書類に虚偽の申請をした場合または当社が行う不正利用被害調査に協力しない場合。
22	—	25	4	(新設)	当社は、ETCマイレージサービス等の道路事業者が提供するサービスに関する第三者の不正利用について、一切の責任を負わないものとします。
—	—	26	—	(新設)	(ETCカードの再発行)
—	—	26	1~3	(新設)	1. ETCカードの再発行は、当社が適当と認めた場合に行います。この場合、ETC会員は、当社が定める再発行手数料を支払うものとします。 2. 本条第1項に定めるほか、ETCカードの会員番号が変更になった場合には、ETCマイレージサービス等の道路事業者が提供するサービスを利用しているETC会員は、ETC会員の責任において道路事業者所定の会員番号変更手続きを行うものとします。 3. 本条第2項において、当該手続きが完了するまで

					<u>の期間中、ETC会員が被った損失、損害(上記サービスの割引を受けられないことを含む)について当社は一切の責任を負わないものとします。</u>
<u>23</u>	1	<u>27</u>	1	ETC会員は、当社に届け出た商号、住所、代表者、管理責任者、連絡責任者、支払口座、ETCカード番号等に変更が生じた場合は、遅滞なく当社あてに所定の届出用紙により届け出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話での連絡により届け出ることもできます。	ETC会員は、当社に届け出た商号、住所、電話番号、代表者、管理責任者、連絡担当者、事業の内容、支払口座、ETCカード番号等に変更が生じた場合は、遅滞なく当社所定の方法により届け出るものとします。
<u>23</u>	2	<u>27</u>	2	前項の届出がないために当社からの通知、送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合には、通常到着すべきときにETC会員に到着したものとみなします。ただし、前項の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合は、この限りでないものとします。	前項の届出がないために当社からの通知、送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合には、通常到着すべきときにETC会員に到着したものとみなします。ただし、前項の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合は、この限りでないものとします。
<u>24</u>	—	<u>28</u>	—	当社は、ETC会員情報ならびに当社とETC会員との間のETCカード取引および利用金額を含むETCカード利用に係る一切の情報について、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社(金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いといたします)、ダイナー スクラブインターナショナル、ダイナースクラブ・フランチャイズに情報提供できるものとし、ETC会員はこれをあらかじめ本規約をもって了承します。	当社は、ETC会員情報ならびに当社とETC会員との間のETCカード取引および利用金額を含むETCカード利用に係る一切の情報について、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社(金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いといたします)、ダイナースクラブインターナショナル、ダイナースクラブ・フランチャイズに情報提供できるものとし、ETC会員はこれをあらかじめ本規約をもって了承します。
—	—	<u>29</u>	—	<u>(新設)</u>	<u>(書類の提出)</u>
—	—	<u>29</u>	1~4	<u>(新設)</u>	<p>1. 当社は、諸法令等による必要が生じた場合、ETC会員に対して所定の書類の提出を求めることがあるものとします。</p> <p>2. 当社は、定期または随時に ETC 会員に対して当社が必要とする本人確認または ETC の利用確認のための書類等の提出を求めることがあり、ETC 会員はこれに応ずるものとします。</p> <p>3. ETC 会員が本条第 1 項および前項の定めに従わなかった場合等、当社が必要と判断した場合には、当社は、ETC 会員の ETC カード利用の停止をすることがあります。</p> <p>4. ETC 会員は、前項の定めにより当社がETCカード利用の停止をした場合でも、本規約の定めるところにより、当社への債務を支払うものとします。</p>
<u>25</u>	—	<u>30</u>	—	本規約について紛争が生じた場合、訴額の如何を問わず、ETC会員の所在地、 <u>購入地</u> および当社の本社、支社、各支店を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。	本規約について紛争が生じた場合、訴額の如何を問わず、ETC会員の所在地、 <u>利用地</u> および当社の本社、支社、各支店を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。
<u>26</u>	—	<u>31</u>	—	ETC会員と当社との諸契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。	ETC会員と当社との諸契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。
<u>27</u>	—	<u>32</u>	—	<u>(規約の改定、承認)</u> 本規約が改定され当社からETC会員へその内容を通知または公表した後に、ETC会員がETCカードを	<u>(規約の改定)</u> 当社は、社会情勢・経済状況の変動もしくは法令の改廃に対応するため、または当社の業務もしくはシス

				<p>利用した場合は、本規約の改定事項を承諾したものとみなします。</p>	<p>テムを変更するため、その他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を当社ウェブサイト公表する方法その他の相当な方法によってETC会員に周知することにより、本規約を変更することができます。なお、本規約と相違する特約または規定がある場合には、当該特約または規定が優先されるものとします。</p>
--	--	--	--	---------------------------------------	---

■個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項

改定前の条番	改定前の項番	改定後の条番	改定後の項番	改定前	改定後
-	-	-	-	(新設)	〈本同意条項および重要事項は、ダイナースクラブコーポレートETCカード会員規約(以下「本規約」という)の一部を構成します〉
-	-	<u>1</u>	-	(新設)	(個人情報の収集、保有、利用、提供)
-	-	<u>1</u>	<u>1</u>	(新設)	<p>ETCカード使用申込者とETCカード使用者(以下併せて「ETCカード使用者等」という)ならびに入会申込者たる法人の代表者(管理責任者・連絡担当者を含む)と会員たる法人の代表者(管理責任者・連絡担当者を含む)(以下総称して「ETC会員等」という)は、当社が与信判断、与信後の管理、付帯サービス提供、法人へのETCカード使用者等のETCカード利用情報の提供および口座振替等の事務処理等、ならびに会員等の同意または本規約の定めに従って行われる個人情報の第三者への提供等のため、次の各号に定める会員等の情報(以下「個人情報」という)を必要な保護措置を講じたうえで収集、保有、利用、提供することに同意します。なお、与信後の管理には、ETCカードの利用確認、会員へのETCカード利用代金の支払等の案内(支払遅延時の請求を含む)をすることおよび連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。</p> <p>(1) ETC会員等が入会申込時に届け出た氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務地、勤務先電話番号、職業、取引の目的、運転免許証等の記号番号、資産、収入、負債、社員番号、所属部課名等の事項、ETC会員等が提出する書類等により届け出た事項、本規約に基づきETC会員等が当社に届け出た事項および電話等により問い合わせし当社が知り得た事項。</p> <p>(2) 入会申込日、契約日、利用可能枠等、当社とETC会員等との間の契約に関する事項。</p> <p>(3) ETCカード使用者のETCカードの利用状況、支払状況、与信管理に関する情報。</p> <p>(4) 当社が収集したETC会員等のクレジット利用履歴および支払履歴。</p> <p>(5) ETC会員等が当社に提出した犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止</p>

					<p>法」という)および当社が定める本人確認業務に基づく本人確認書類およびそれら書類の記載事項。</p> <p>(6) 当社が、ETC会員等または公的機関から、適法または適正な方法により収集した公的機関が発行する書類の記載事項。</p> <p>(7) インターネット、官報、職員録等不特定多数の者に対して公開されている情報。</p> <p>(8) 当社または支払口座のある金融機関等での取引時確認状況。</p>
—	—	<u>1</u>	<u>2</u>	(新設)	<p>ETC会員等は、当社が前項(1)(2)(3)の個人情報を必要な保護措置を講じたうえで、次の各号に定める目的のために、個人情報を利用することに同意します。なお、具体的な事業内容については、当社のウェブサイト等で案内しています。</p> <p>(1) クレジット関連事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス。</p> <p>(2) クレジット関連事業における市場調査、商品開発。</p> <p>(3) クレジット関連事業における宣伝物・印刷物の送付、テレマーケティング等の営業活動。</p> <p>(4) クレジット加盟店等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付。</p>
—	—	<u>1</u>	<u>3</u>	(新設)	<p>ETC会員等は、以下の当社の提携会社(以下「共同利用会社」という)が、本条第1項(1)(2)(3)(5)の個人情報を必要な保護措置を講じたうえで、次の各号に定める目的のために利用することに同意します。</p> <p>三井住友トラスト・ホールディングス株式会社ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社(金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取り扱いとします)</p> <p>目的:</p> <p>(1) 共同利用会社の金融商品、信託商品およびサービスの申し込み・相談の受付。</p> <p>(2) 犯罪収益移転防止法等に基づく会員等の確認等や金融商品、信託商品およびサービスの利用資格の確認。</p> <p>(3) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品、信託商品およびサービスの研究や開発。</p> <p>(4) 金融商品、信託商品およびサービスに関する各種提案(ダイレクトメールおよび電話、電子メール等によるものを含む)。</p> <p>(5) 共同利用会社において経営上必要な各種リスクの把握および管理。</p>
—	—	<u>1</u>	<u>4</u>	(新設)	<p>ETC会員等は、会員資格を喪失する等、退会した後においても、当社が適当と認める期間、本同意条項および重要事項が適用されることに同意します。</p>
—	—	<u>1</u>	<u>5</u>	(新設)	<p>ETC会員等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を</p>

					提供することに同意するものとします。
-	-	2	-	(新設)	(個人情報の開示・訂正・削除)
-	-	2	1	(新設)	ETC会員等は、当社および共同利用会社に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、当社および共同利用会社への開示請求は、末尾記載のお客様相談室宛に行うものとします。また、開示請求手続きについては、当社のウェブサイト等で案内しています。
-	-	2	2	(新設)	万一登録内容が事実でないことが判明した場合には、当社および共同利用会社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。
-	-	3	-	(新設)	(個人情報の取り扱いに関する不同意の場合および利用・提供中止の申し出)
-	-	3	1	(新設)	当社は、ETC 会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または、本同意条項および重要事項に定める個人情報の取り扱いについて全部もしくは一部を承諾できない場合、入会を断ることや、退会の手続きを取ることがあります。ただし、第1条第2項および第3項に同意しない場合でも、これを理由に入会を断ることや、退会の手続きを取ることはありません。
-	-	3	2	(新設)	ETC 会員が第1条第2項および第3項に関する個人情報の利用に関して中止を申し出た場合、当社は、ETCカードまたはご利用代金明細書等の送付等を除き業務運営上支障のない範囲で、これを中止するものとします。なお、ETC 会員は、中止の申し出を末尾記載のお客様相談室宛に行うものとします。
-	-	4	-	(新設)	(契約不成立時の個人情報の利用・提供) 当社と ETC 会員等との間の契約が不成立になった場合であっても、当社は、ETC 会員等が当社へ入会の申し込みをした事実を、第1条および第2条第2項に基づき、契約不成立の理由の如何を問わず一定期間利用、提供しますが、それ以外には利用、提供しないものとします。
-	-	5	-	(新設)	(条項の変更) 本同意条項および重要事項は、法令等の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。
-	-	-	-	(新設)	■当社および共同利用会社への開示請求、個人情報の利用に関する中止の申し出先
-	-	-	-	(新設)	〈お客様相談室〉 〒104-6035 東京都中央区晴海一丁目8番10号 トリトンスクエア X 棟 電話番号 03-6770-2820 上記電話番号がつながりにくい場合は、コールセンターで承ります。 電話番号 0120-074-024
-	-	-	-		以上
-	-	-	-	三井住友トラストクラブ株式会社	三井住友トラストクラブ株式会社

				東京都中央区晴海一丁目8番10号 トリトンスクエアX棟	www.diners.co.jp 本社 東京都中央区晴海一丁目8番10号 トリトンス クエアX棟
--	--	--	--	--------------------------------	--

20LC-0071-202006